　「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観類型の景観形成方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

【共通基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 地域の特徴ある良好な景観が得られる視点では、そこからの眺めをできる限り阻害しない配置・規模とする。 |  | 適・否 |
| 大規模な工作物は、周辺の景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。 |  | 適・否 |
| 長大な擁壁・法面を生じないよう、造成形態や緑化等を工夫する。 |  | 適・否 |
| 圧迫感や違和感を与えない形態・意匠とする。 |  | 適・否 |
| 工作物の周囲や敷地の周囲は、周辺の緑との連続性を工夫する。 |  | 適・否 |
| 色彩は、色彩基準の一覧表（P43・44）の範囲内とする。 |  | 適・否 |

【個別基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ゾーン | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 里地景観  ゾーン | 斜面林等の樹林とのつながりを阻害しない配置・規模とする。 |  | 適・否 |
| 造成により既存の樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を大きく遮らない配置・規模とする。 |  | 適・否 |
| 背景となる斜面林等の樹林の高さから突出しない高さとし、緑のつながりを守る。 |  | 適・否 |
| 周辺と調和する色彩とする。 |  | 適・否 |